

傷害総合保険にご加入の皆様へ
重要事項説明書

「楽天銀行 少額あんしん保険（自転車・golfer・個人賠償責任・日常リスクセット・携行品・旅行プラン・女性向けケガプラン）」は傷害総合保険のペットネームです。この書面では、傷害総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。なお、この保険は被保険者（補償の対象となる方）が事故により「ケガ」をされた場合等に保険金をお支払いする保険です。ご意向に合致していることを確認したうえで、お申し込みくださいますようお願いいたします。
ご不明な点につきましては、取扱代理店または楽天損害保険株式会社（以下、「楽天損保」といいます。）までお問い合わせください。また、ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者（補償の対象となる方）の方に必ずご説明ください。

I 契約概要のご説明 保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載したものです。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

① 基本となる補償

この保険は、被保険者（補償の対象となる方）が事故により「ケガ」をされた場合等に保険金をお支払いする保険です。

傷害総合保険普通保険約款 + その他各種特約^(注)

(注) 各種特約については、「保険金のお支払内容」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

② 加入対象者

日本国内に在住する楽天銀行口座保有者

③ 被保険者

a. 被保険者としてご加入いただける方

| 本人 ^(注) | 配偶者 | その他親族 |
|-------------------|-----|-------|
| ○ | × | × |

(注) 加入申込画面（WEB）の「お申込人（被保険者本人）」欄記載の方をいいます。

b. 被保険者としてご加入いただける方の年齢

補償開始日（責任期間の初日）における年齢が満69才以下の方

④ 被保険者の範囲

| 補償/型 | 本人 | 配偶者 | その他親族 ^(注1) |
|----------------------------|-----|-----|-----------------------|
| 個人賠償責任補償特約 ^(注2) | ○ | ○ | ○ |
| 上記以外 | 本人型 | ○ | × |
| | 夫婦型 | ○ | × |
| | 家族型 | ○ | ○ |

(注1) 本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

(注2) 被保険者本人が未成年者または責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の親族に限ります。

(2) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

責任期間中に、「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者がケガをされた場合等に保険金をお支払いします。

② 保険金をお支払いする主な事故の種類

| | 補償 | 補償：○ 補償対象外：× | | |
|----------------|-------|--------------|------|--------------------------------|
| | | 右記以外 | 交通事故 | 自転車に搭乗中の事故、運行中の自転車との衝突、接触による事故 |
| 下記以外 | ケガ/賠償 | ○ | | ○ |
| 交通事故傷害危険のみ補償特約 | ケガ | × | | ○ |
| | 賠償 | ○ | | ○ |
| 自転車危険のみ補償特約 | ケガ | × | × | ○ |
| | 賠償 | × | × | ○ ^(注) |

(注) 自転車の所有、使用または管理に起因して日本国内で発生した事故が対象となります。

③ お支払いする保険金/保険金をお支払いできない主な場合
「保険金のお支払内容」をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(3) 主な特約の概要

「保険金のお支払内容」をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 責任期間（保険のご加入期間）

| | |
|-------|------------------------|
| 補償の開始 | 申込手続きが完了した日の翌日午後4時 |
| 補償の終了 | 補償開始日の属する月の翌年応当月1日午後4時 |

(5) 自動継続

ご加入者から更新しない旨のお申し出がない場合、被保険者本人が補償終了日（更新日）時点で満69才となるまで、1年毎の自動継続加入となります。なお、保険金請求状況等によっては、補償終了日後、ご加入を継続できない場合があります。

また、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を補償開始日とする自動継続加入につきましては、その補償開始日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、自動継続加入の補償等の内容や保険料が自動継続加入前の加入内容と異なること、または自動継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(6) 引受条件（保険金額の設定等）

この保険では、あらかじめ保険金額等が定められたプランにご加入いただけます。保険金額等は、商品ご案内ページの保険金額欄および普通保険約款・特約等をご参照ください。

なお、保険金額が、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となる場合にのみご加入ください。

2. 保険料および保険料の払込方法

保険料は保険金額・補償期間・お仕事の内容（「交通事故傷害危険のみ補償特約」、「自転車危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。）等によって決定されます。お客様の実際にご加入いただく保険料につきましては、商品ご案内ページ等の保険料欄をご参照ください。なお、保険料の払込方法は、楽天銀行での口座振替による一時払または分割払（12回払）に限ります。

なお、この保険の保険料払込みには楽天スーパーポイントを充当することができません。この場合、楽天株式会社（保険契約者）は1ポイント＝1円として引受保険会社に対し保険料を払い込みます。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

4. 解約時の返れい金の有無

ご加入を解約される場合は、取扱代理店または楽天損保へご連絡ください。なお、解約に際しては、既に経過した責任期間に対する保険料と既に払込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還させていただく場合があります。詳しくは取扱代理店または楽天損保までお問い合わせください。

II 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください
たい事項を記載したものです。

1. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務

ご加入者および被保険者には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご加入時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として楽天損保が告知を求めるもので、加入申込画面（WEB）に入力された内容のうち、職業・職務および告知事項欄に記載の項目です。この項目が事実と異なる場合、または事実を入力しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込画面（WEB）の入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 被保険者^(注)の「職業・職務」（「交通事故傷害危険のみ補償特約」、「自転車危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。）

■ 引受範囲外の職業・職務

農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者（助手を含む）、建設作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員、オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含む）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含む）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注）家族型および夫婦型の場合は、被保険者本人とします。

- ② 他の保険契約等^(注)に関する情報

（注）同種の危険を補償する他の保険契約等で、傷害総合保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

- ③ 過去3年以内に、5万円以上の傷害保険金の請求または受領の有無（他の保険会社等への保険金請求を含みます。）

(2) 通知義務

ご加入後、被保険者^(注)に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または楽天損保にご通知ください。ご通知がない場合、ご加入を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。（「交通事故傷害危険のみ補償特約」、「自転車危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。）

- ① 職業・職務を変更した場合
- ② 新たに職業に就いた場合
- ③ 職業をやめた場合

①または②のいずれかにおいて、上記1.（1）の「引受範囲外の職業・職務」に該当した場合は、ご加入を解約いただくか、楽天損保からご加入を解除します。

また、ご加入後、ご加入者の住所を変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

（注）家族型および夫婦型の場合は、被保険者本人とします。

2. 解約時の返れい金

ご加入を解約される場合には、楽天銀行会員専用オンラインサービスのご契約解約フォーム（WEB）より途中解約のお手続きが可能です。なお、解約に際しては、既に経過した責任期間に対する保険料と既に払込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。また、返還される保険料があっても、多くの場合は払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。

3. 死亡保険金受取人

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

4. 被保険者からの解除

被保険者からのお申し出により、その被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店または楽天損保までお問い合わせください。

5. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、楽天損保との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご加入の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご加入は、楽天損保の保険契約に直接ご加入されたものとなります。

6. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、解約返れい金の80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。

7. 個人情報の取扱い

(1) この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。

- ① 楽天損保の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
- ② 楽天損保の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内

(2) 楽天損保は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。

(3) 次の①から④までの取扱いに限定して、楽天損保はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。

- ① 前記（1）において、楽天損保の提携先企業への提供
- ② 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への提供
- ③ 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げるとおり損害保険会社等との確認・共用

- ・ この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等との間で共用いたします。
- ・ 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等との間で確認いたします。

※ 詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

- ④ 利用目的の達成に必要な範囲内において、楽天損保の代理店を含む業務委託先への提供
- (4) 楽天損保の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、楽天損保ホームページ（<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

8. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）

この保険は楽天株式会社（株）が保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

9. 補償の重複に関するご注意

この保険の加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（ご加入いただく傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や楽天損保以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注) 1 契約のみに補償をセットした場合、ご加入を解約した時や、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になった時などは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

■補償が重複する可能性のある補償内容

| 今回ご加入いただく補償 | 補償の重複が生じる他の保険契約例 |
|----------------------|-----------------------------|
| 個人賠償責任補償特約 | 自動車保険、火災保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約 |
| ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 | ゴルフ保険 |

10. 会員資格喪失時の取扱い

本商品の申込人は楽天銀行口座保有者に限ります。したがって、お申込人が楽天銀行の会員資格を喪失された場合は、保険契約者または取扱代理店からの通知をもってこの保険も脱退（解約）となりますのでご注意ください。

楽天損保との間で問題を解決できない場合には

(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター

楽天損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。楽天損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 (有料)

【全国共通】

○受付時間：平日午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>

その他ご留意いただきたいこと

1. 重大事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご加入を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ① ご加入者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的で事故を起こした場合
- ② 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご加入者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
など

- ① 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ② 被保険者が正当な理由なく楽天損保への協力を拒んだ場合
- ③ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

(3) 保険金の請求

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、【別表】に記載された書類などをご提出いただく場合があります。なお、保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

(4) 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を楽天損保に申し出て、楽天損保の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 保険契約の無効

ご加入の際、次の事実がある場合は、ご加入は無効となりますのでご注意ください。

- ① ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② ご加入者以外の方を被保険者とする保険契約について、法定相続人以外の方を死亡保険金受取人に定める場合に被保険者の同意を得なかったとき

4. 加入者証について

加入者証は、楽天銀行会員専用オンラインサービスにてご確認・印刷が可能です。なお、加入者証が確認できない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

3. 事故が起こった場合

(1) 事故の通知

この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル（0120-120-555）または取扱代理店に事故の内容および保険証券番号等をご連絡ください。事故発生日から30日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、特にご注意ください。

(2) 楽天損保にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償する特約をご加入の場合、法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に楽天損保へご相談ください。なお、あらかじめ楽天損保の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますので、ご注意ください。

個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した同特約のお支払い対象となる事故については、楽天損保が示談交渉をお引受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんので、ご注意ください。

楽天損保への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は

お客様相談センター



0120-115-603

○受付時間：平日午前9時～午後5時（年末年始は除きます。）
○携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

事故の受付は

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル



0120-120-555

○受付時間：24時間・365日
○携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

【別表】 保険金のご請求にあたって、ご提出いただく場合がある書類

| ご提出いただく書類 | 書類の例 |
|--|---|
| ①事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類 | 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明 など |
| ②事故が発生したことおよび要した費用を確認できる書類 (ホールインワン・アルバトロス費用補償特約) | ホールインワンまたはアルバトロスを達成した証明書・客観的に確認できる記録媒体に記録された映像、慣習として負担した費用の支払いを証明する領収書 など |
| ③事故が発生したことおよび要した費用を確認できる書類 (キャンセル費用補償特約) | サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類、被保険者が負担したキャンセル費用の額を証明する書類 など |
| ④被保険者または保険の対象であることを確認するための書類 | 住民票、戸籍謄本、健康保険証(写) など |
| ⑤ケガまたは疾病の程度を証明する書類 | 診断書、レントゲン写真、MRI・CT画像 など |
| ⑥被害が生じた物の価額や修理等に要する費用を確認できる書類 | 購入時の領収証、被害が生じた物の写真および修理見積書 など |
| ⑦楽天損保が支払うべき保険金の額を算出するための書類 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など |
| ⑧公の機関や関係先への調査のために必要な書類 | 個人情報取扱に関する同意書、医療機関用同意書 など |